

第 5 章

障害者施策の推進

1 **重点課題1** 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり

基本施策 1 保健・医療

- 障害のある人が身近な地域において自分らしく暮らしていくため、必要な保健・医療サービスや医学的リハビリテーションなどを、いつでも安心して受けることができるよう、地域における保健・医療提供体制の充実が求められています。
- 精神障害のある人の入院医療から地域生活への移行を推進するため、保健所や地域の医療機関等との連携促進、地域における適切な精神医療提供体制や社会復帰支援体制の整備が求められています。
- 障害のある人への医療の提供や支援については、それぞれの特性に応じた適切な対応が重要です。特に精神疾患や難病をはじめ、症状の変化や進行等により状態が不安定な人については支援ニーズも様々であるため、きめ細やかな対応が求められています。
- 各種健康診査や保健指導の実施により、障害の原因となる疾病等の予防や早期発見・早期支援に取り組むことが重要です。

市の現状と課題

- 平成 25 年 4 月に「第2次地域いきいき健康プランあまがさき（尼崎市地域保健医療計画）」を策定し、地域保健に関連する施策を展開しています。障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢化の進展等も踏まえ、保健・医療・福祉の連携による地域保健医療の体制づくりを進めていくことが必要となっています。
- 障害のある人が十分な医療を受けることができるよう、自立支援医療をはじめとする各種医療費の給付を行っています。利用件数については年々増加傾向にあるため、引き続き、安定的な事業継続と適正な給付に取り組んでいくことが必要です。また、行政と医療機関との一層の連携、緊急医療体制や専門的な医療体制の充実が必要となっています。
- 身体障害者福祉センターやデイケア事業所等において、リハビリ教室、訓練講座の開催等を行っています。リハビリテーション提供体制の充実や児童に対する専門的なリハビリテーションの充実が求められているため、医療機関と連携し、実施に努めていくことが必要となっています。
- 精神疾患や難病をはじめ、治療を必要とする障害のある人が、適切なタイミングで、適正な治療を受けることができるよう、相談支援や意識啓発等に取り組んでいます。平成 23 年に精神疾患が5大疾病に認定されるなど、患者数が増加しているとともに、平成 27 年 1 月に施行される難病法では、治療対象となる指定難病の数が大幅に増加されるなど、今後も治療を必要とする方やその相談件数は増加することが想定されます。このため、多様化かつ増加する相談等に対応できるよう、支援体制の充実を図ることが必要となっています。

□ヘルスアップ尼崎戦略事業として、特定健康診査や生活習慣病予防検診を実施するとともに、その結果に基づく保健指導を行うことで、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化の予防に努めています。また、子どもの成長や発達に影響を及ぼす疾病等の早期発見や早期支援につなげるため、乳幼児健康診査を実施しています。

アンケート の傾向

(アンケート調査結果からの総括・考察より)

- アンケート調査では、通院について、医療機関に月1回以上通院している人の割合は全体的に高くなっておりますが、特に身体に障害のある人、難病患者、精神障害のある人の通院頻度が高く、医療と密接であることが伺えます。
- 入院中の精神障害のある人が退院して地域で暮らすために必要なことは、「入院中から退院に向けての生活を支援してくれる人がいること」「緊急時に助けてくれる人がいること」への回答が多くなっていることから、精神障害のある人が地域で生活できる社会資源を整備することが必要です。

市民の声

(テーマ別部会等の意見より)

- 医療費の負担が重く、補助はとても大切だと思う。
- 精神科に通院していることや薬を飲んでいることなどを理由に、他科における診察や入院を断られるケースがある。
- 兵庫県の精神科初期救急は、遠方であるため利用が困難です。精神科のある病院が市内には不十分であるため、通院・入院・救急対応ができる病院を設けてほしい。
- 障害のある人の医療やリハビリを専門に実施する施設を市内に設置してほしい。

施策の方向性

(1) 医療、リハビリテーション

① 公的医療費助成制度の実施

- 障害のある人の身体等の状態を軽減するための医療や、慢性疾病にかかっている子どもの健全な育成を図るための医療について、医療費の助成を行います。
- 障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、医療費の自己負担額を軽減する助成制度を継続的に実施します。

② 地域の医療体制等の充実

- 障害のある人が身近なところで安心して医療を受けられるよう、医療関係者に対して障害への理解促進を図るとともに、医療機関との連携体制の構築や情報の共有など地域の医療体制の充実に取り組みます。

③ リハビリテーションの充実

- 障害の状況に応じた効果的な治療・訓練が提供できるよう、身体障害者福祉センターやデイケア事業所等におけるリハビリ教室、訓練講座の開催等を行うとともに、医療機関との連携によりリハビリテーション体制の充実に取り組みます。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
自立支援医療（更生医療）費の助成件数	4,065件	4,405件	4,725件	→
【取組方向】	増加傾向にある更生医療の費用助成について、適正な給付事務に取り組んでいきます。			
障害者（児）医療費の助成件数	406,817件	416,889件	422,128件	→
【取組方向】	障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、医療費（自己負担分）助成制度を継続的に実施していきます。			
身体障害者福祉センターの利用者数（※）	2,873人	2,908人	2,558人	↗
【取組方向】	利用ニーズの把握や開催内容等の充実に努めることで、リハビリ教室や訓練講座等の利用者数の増加につなげていきます。			
※利用者数については、「リハビリ学級」、「機能訓練」における実績の合計。				

(2) 精神保健に対する施策

① 医療・相談支援の充実

- 精神障害のある人への支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を促進するため、保健・医療・福祉サービスや地域相談支援（地域移行・地域定着支援）の提供体制の充実に取り組みます。
- 精神保健福祉相談や思春期及び老人精神保健相談など各種相談事業に取り組みます。治療中断の人やひきこもりなどが原因で治療を受けられない人に対しては、訪問を実施し適切な治療につなげるなど、精神障害のある人の地域生活の支援に努めます。
- 関係団体や当事者及びその家族など、色々な立場の方の視点で相談支援を行い、様々な内容に対応できるよう支援体制の充実に努めます。

② 理解・知識の普及等

- 精神障害に関する正しい理解と認識を深めることができるよう、こころの健康相談・健康教育や家族教室の実施、心の健康のつどい講演会を開催するとともに、参加対象に応じた取組やニーズの把握に努めることで、開催内容の充実に努めます。
- 啓発事業などを行うにあたっては、当事者やその家族等が活動する団体等と協力や連携を図ります。

③ 精神科救急医療への対応

- 必要な救急医療が提供できるよう、兵庫県の精神科救急も活用しながら、休日・夜間を含めた精神科救急医療の充実に努めます。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
退院促進・地域移行支援に関する相談回数	—	—	—	↗
	—	—	—	↗
【取組方向】				
精神科病院や福祉事務所、相談支援事業所等との連携を図るなど、保健所において精神障害のある人の退院促進や地域移行・定着に向けた相談支援等に取り組んでいきます。				

(3) 難病等に対する施策

① 医療・相談支援等の充実

- 難病患者やその家族等が抱える日常生活上での悩みや不安、療養に関する相談に対して支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上に取り組みます。また、医療機関や兵庫県難病相談センターとの連携を図ります。
- 関係団体や当事者及びその家族など、色々な立場の方の視点で相談支援を行い、様々な内容に対応できるよう支援体制の充実を図ります。

② 理解・知識の普及等

- 難病患者等の療養生活を支援するため、難病医療講演会や相談会を開催します。また、保健・医療・福祉サービスの提供等にあたっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮したものとなるよう、関係機関に対して理解と協力の促進に努めます。
- 難病患者やその家族等の日常生活における不安の解消や精神的負担の軽減を図るため、本人や家族同士の交流を促進します。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
難病相談会・交流会活動の参加者数	370人	371人	258人	↗
【取組方向】	難病患者等への相談会や、本人や家族同士の交流会活動について一層の周知を図り、参加者数の増加につなげていきます。			



(4) 障害の原因となる疾病の予防・支援等

① 早期発見・早期支援の推進

- 乳幼児健康診査を実施するとともに、発達の遅れや障害が疑われる乳幼児に対して適切な支援を行います。
- 各種健康相談などを実施するとともに、疾病に対する啓発等を行い、医療機関受診への気づきとなるよう取り組みます。
- 障害の原因となる疾病等の早期発見及び治療、早期支援に取り組みます。

② 健康づくりの推進

- 糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、健康診査や保健指導の実施に取り組みます。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
乳幼児健康診査の受診率（※）	95.6%	96.1%	96.7%	↗
【取組方向】	子どもの成長や発達に影響を及ぼす疾病等の早期発見・早期支援につなげるため、乳幼児健康診査の受診率向上に取り組んでいきます。 ※受診率については、3か月健診に係る数値。			
特定健康診査の受診率	39.1%	39.2%	37.1%	↗
【取組方向】	糖尿病等の生活習慣病の重症化予防に取り組むため、特定健康診査の受診率向上に努めていきます。			
特定保健指導の実施率	43.3%	42.7%	45.3%	↗
【取組方向】	生活習慣病有病者・予備群への早期介入を図るため、保健指導の実施率向上に取り組みます。			



基本施策2 福祉サービス、相談支援

- 障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの提供や相談支援の充実に取り組むことが重要です。
- 障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障害種別・特性に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備が求められています。
- 障害のある人の個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成の促進等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めることが必要です。
- 各種のガイドラインの策定及び周知、障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談支援業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等、関係機関のネットワークの構築及びその活用を推進し、障害のある人が身近な地域で必要に応じた相談支援を受けることができる体制の整備が求められています。

市の現状と課題

- 日常生活において支援が必要な障害のある人に対して、障害者総合支援法に基づき、居宅介護をはじめとした障害福祉サービスの提供や補装具の給付等を行うとともに、必要な情報の提供・助言やその他障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用についての相談支援等を行っています。
- 障害福祉サービスのうち、居宅介護等の訪問系サービスや生活介護については、サービス提供事業者や利用者の増加等にともない、支給実績が大幅に増加しています。今後とも障害のある人のニーズに対応した質の高いサービスを提供することができるよう、適切なサービス提供体制の確保とサービス提供事業者の質の向上を図り、持続可能な制度の構築に努めていくことが課題となっています。
- 障害福祉サービス及び障害児通所支援の支給決定対象者全員に対して、それぞれ「サービス等利用計画」、「障害児支援利用計画」を作成することが制度化されています。本市においては、公表を前提とした支給決定基準（ガイドライン）が未作成であったことや、計画を作成する指定特定相談支援事業所が不足しているなどの課題があるため、早期作成に向けた対応が必要となっています。また、入院・入所している障害のある人に対して、地域生活への移行と定着を進めていくため、これらの支援を行う指定一般相談支援事業所の設置促進を図る必要があります。さらに、相談支援事業が多様化する中、保健・福祉に係る各組織が一体的かつ密接な連携のもとで対応できる基幹型の総合相談窓口（基幹相談支援センターなど）の設置が求められています。
- 障害のある人の地域生活を支援するための課題などについて協議を行うため、尼崎市自立

支援協議会の「あまのくらし部会」、「ガイドライン検討部会」を開催し、当事者をはじめ、福祉・保健・医療の関係者等が情報を共有し検討を進めています。「あまのくらし部会」では、「保護者の高齢化」などにともなう障害のある人の自立生活に向けた支援体制の検討や地域のネットワークづくり等に取り組んでいます。引き続き、「親亡き後」などの地域生活における課題等について検討を進めることが必要です。また、「ガイドライン検討部会」では、障害福祉サービス等の支給決定基準（ガイドライン）の作成等に取り組んでいます。今後、このガイドラインが適正かつ適切に運用されるよう、利用者や事業所等に対する十分な周知・説明や定期的な検証等に取り組むとともに、引き続き、地域生活支援事業に係るガイドラインの作成等についても検討を進めることが必要です。

アンケート の傾向

（アンケート調査結果からの総括・考察より）

- 現在利用しているサービスでは、居宅におけるサービスである「ホームヘルプ」や「移動支援」が最も多くなっています。引き続き、サービスの利用状況や利用ニーズ等を把握していくことが必要です。
- 障害福祉サービスを利用したいのにできない人の割合が低いことや、その理由の多くが利用制限等であることから、ほとんどの人が安定的にサービスを利用できている様子が伺えます。今後も安定的かつ継続的なサービスの提供等に努めていくことが必要です。
- 地域で生活を送るには、特に、福祉サービスの利用に関する相談をはじめ、様々な相談等が必要であることから、体制の整備（身近な地域での相談、障害特性に応じた専門相談の提供等）に取り組むことが必要です。

市民の声

（テーマ別部会等の意見より）

- 障害福祉サービスを受ける場合、ケアマネジャーがいないので事業所探しから自分でしなければならない。
- ヘルパーについては、必要なときに人員不足等を理由に利用できないことが多い。
- 重症心身障害の人や医療的ケアを必要とする人はサービスを受けられる事業所が少なく介護者の負担が大きい。
- 軽度障害のある人や目に見えにくい障害のある人の場合、相談しても理解が得られにくい。
- 軽度障害のある人は、障害者年金の対象にならない場合もあり、経済的な不安がつきまとうため、今後の人生に不安がある。
- 相談支援専門員が不足しているため、解消してほしい。

(1) 障害福祉サービス等

① 訪問系サービスの充実

- 障害のある人のニーズや実態に応じて、在宅の障害のある人に対する日常生活または社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所など訪問系サービスを提供します。

② 日中活動系サービスの充実

- 常時介護を必要とする障害のある人が自ら選択する地域で生活できるよう、生活介護等の支援の充実を図ります。
- 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練、生活訓練）並びに就労支援や就労の機会（就労移行支援、就労継続支援）を提供します。

③ 福祉用具の利用支援等

- 補装具・日常生活用具の給付等により、障害のある人の身体機能の代替・補完や日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を促進します。

④ その他の日常生活を支援する福祉サービスの充実

- 自宅での入浴や通所等による入浴が困難な重度障害のある人に、引き続き訪問入浴サービス事業を実施します。
- 家族や介護者の病気・急用等により一時的な預かりが必要となった場合に、日中活動の場の提供や介護を行うため、日中一時支援事業等を実施します。また、緊急的に宿泊をとまう一時的な預かりが必要な場合、短期入所を補完する施策として一時保護者事業を行います。
- 地域において現に住居を求めている障害のある人が低額な料金で居室等の利用ができ、日常生活に必要な便宜を受けることができる福祉ホームの運営を助成します。
- 障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、年金及び諸手当の給付や各種の支援・優遇措置などに関する情報の提供に取り組みます。

⑤ サービスの質の向上等

- 障害福祉サービスまたは相談支援が円滑に実施されるよう、これらのサービス等の提供者に対し、必要な情報の提供等に取り組みます。
- 障害福祉サービス等の提供者に対し、従事者の資質向上のための研修機会を確保することや、労働法規等の遵守を指導します。
- 障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業所や福祉・保健・医療などの関係者で構成する自立支援協議会を開催し、適切かつ良質な障害福祉サービス等を提供するために必要な取組や課題等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。

(2) 相談支援体制

① 地域での相談支援等の充実

- 市役所や保健所、相談支援事業所において、それぞれの障害特性に配慮したきめ細やかな相談対応に努めるなど支援体制の充実を図るとともに、委託相談支援事業所の周知など相談窓口の明確化に取り組みます。
- 入所・入院している人の地域生活への移行と定着を促進するため、住まいの確保やサービス利用に係る支援のほか、常時や緊急時の相談支援などを行う指定一般相談支援事業所の設置促進に取り組みます。
- 様々な相談や手続きへの対応をはじめ、専門的指導・助言、人材育成、関係機関・相談機関との連携の強化など、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るため、基幹型の総合相談窓口機能の設置に取り組んでいきます。
- 障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業所や福祉・保健・医療などの関係者で構成する自立支援協議会を開催し、障害のある人の地域生活における課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。

② 専門相談機関との連携

- 兵庫県立総合リハビリテーションセンター（高次脳機能障害相談窓口など）、兵庫県精神保健福祉センター、兵庫県難病相談センター、ひょうご発達障害者支援センター等との連携を図ることで、相談支援の専門性を高めます。
- ひょうご発達障害者支援センター、市児童発達支援センター、委託相談支援事業所等との連携を進めながら、児童発達相談支援の充実を図ります。

③ ケアマネジメントの提供

- 障害のある人が必要に応じてサービスを適切に利用でき、かつ、総合的・継続的な支援が行えるよう、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」の作成に取り組めます。計画作成の促進にあたっては、行政窓口や委託相談支援事業所の体制強化を図るとともに、指定特定相談支援事業所などへの指導・助言や設置促進に取り組めます。

④ 相談員活動の充実

- 障害のある人へピアカウンセリング¹⁰などを行う相談員に対して必要な情報の提供や相談活動の質の向上を図るための研修を行うとともに、関係団体等と連携を図ります。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
委託相談支援事業所における延べ相談回数	8,381回	10,773回	14,302回	↗
【取組方向】	委託相談支援事業所の周知や相談支援体制の整備に取り組み、障害のある人等の相談支援ニーズや増加する相談件数に対応していきます。			
基幹型の総合相談窓口機能の設置	—	—	—	↗
【取組方向】	地域の相談支援体制の充実と重層化を図るため、基幹型の総合相談窓口機能（基幹相談支援センターなど）の設置に取り組んでいきます。			



¹⁰ ピアカウンセリング

医療・心理・福祉などの専門家による相談活動ではなく、同じ問題・課題・不安などを共有する仲間（ピア）の間で、相互的に心理的サポートをし合うこと。

2

重点課題2

生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり

基本施策3 療育・教育

- 障害のある子どもの発達を支援する観点から、本人やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行うことが求められています。
- 障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、年齢及び能力、それぞれの特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のない児童生徒と共に教育を受けることができるよう配慮しつつ、必要な施策を構築していくことが求められています。
- 国においては、インクルーシブ教育¹¹の理念に基づき、すべての子どもに最も適した教育・指導を提供できる、多様で柔軟な連続性のある仕組みの整備が検討されています。今後、国の動向を踏まえながら、特別支援教育のあり方について検討していくことが必要となります。

市の現状と課題

- 障害のある子どもや発達に課題のある子どもに対しては、その能力を最大限に伸ばせるよう、障害等を早期に発見し、必要な治療や教育・指導訓練等の早期支援につなげることが重要です。そのため、専門的、継続的な相談支援体制の充実を図るとともに、医療機関・保育所・幼稚園等の関係機関との連携を強化していく必要があります。
- 障害のある子どもが身近な地域で適切な支援を受けられるよう、本市の児童発達支援センター「あこや学園」・「たじかの園」・「かしのき学園」を中心に障害児通所支援を行っています。これらのサービスは、児童福祉法の改正によって平成24年4月から再編・創設されたものであるため、引き続き、適切なサービス提供のための指導・助言等に取り組むことが必要です。
- 障害のある子どもの療育や早期支援の課題等について協議を行うため、尼崎市自立支援協議会の「あまっこ部会」を開催しています。部会では保護者をはじめ、教育・福祉・保健・医療の関係者等が情報を共有し、未就学から就職まで適切な支援を継続的に受けるためのツールに活用できる「サポートファイル（あまっこファイル）」の作成や地域における支援の場についての実態把握等に取り組んでいます。引き続き、障害のある子どもの健やかな成長と「途切れのない支援」に向けた検討を進めることが必要です。

¹¹ インクルーシブ教育

様々な理由で、学校教育から排除されている子どもたちを包摂（包み込む）する教育。なお、障害者権利条約では、インクルーシブ教育システムについて、障害のある子どもが教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等・中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供させることなどが必要とされている。

- 保育所・幼稚園において、障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境の整備を図り、一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。引き続き、専門性の向上や保育内容の充実を図り、障害のある子どもを受け入れる体制の整備を図る必要があります。また、障害のある子どもの放課後における居場所対策を推進していくことも必要となっています。
- 障害のある児童生徒が持てる力を高め、学習生活上の困難を改善・克服できるよう、教職員の知識や技能の向上を目的とした研修や巡回相談等を行い、一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、家庭や地域等と連携を図りながら特別支援教育の推進に取り組んでいます。また、教育・医療・福祉等の関係機関で構成する「尼崎市特別支援連携協議会」において、地域における特別支援教育のあり方や就学にかかわる課題の協議を行っています。引き続き、早期からの継続した就学相談や進路選択など適切かつ効果的な支援が行える体制づくりを推進していくことが必要です。
- 児童生徒の障害に対する理解を促進するため、学校教育において福祉教育の推進に取り組んでいます。今後とも、様々な交流や体験、障害のある友達との関わりを通じて、障害についての理解を一層深め、ノーマライゼーション理念に基づく福祉意識を育てていく必要があります。また、不安や悩みを抱える児童生徒に対して、各学校において教育相談を実施しています。引き続き、児童生徒がいきいきと学校生活を送れるよう、身近で気軽に相談できる環境を提供していく必要があります。

アンケートの傾向

(アンケート調査結果からの総括・考察より)

- 療育等の支援ニーズについては「日常のスキルを身につけるサポートをしてくれるところ」「学習をサポートしてくれるところ」など、福祉や教育、医療など多岐に渡るため、引き続き、各関係機関における対応等が必要です。
- 療育・保育を受けている施設として「児童発達支援（たじかの園、あこや学園など）」が多くなっています。今後、地域の中核的な療育支援施設として、福祉・教育・医療・保健等の関係機関と連携を図り、障害特性に応じた一貫した支援等に取り組むことが必要です。
- 望ましい就学環境については、障害のある児童生徒が年齢や能力、特性を踏まえた教育を受けることのできる環境づくりを進めることが必要です。
- 放課後等デイサービスを利用している子どもが多く、今後の利用意向も多いことから、サービスの必要量の増加が予想されます。

市民の声

(テーマ別部会等の意見より)

- 学校の友人や先生に恵まれ、充実した生活を送っている。今後も、先生と十分な信頼関係が結ばれ、同世代の仲間と楽しく学校生活が送れるようお願いしたい。
- インクルーシブ教育や手話教育など新しい教育方法について検討してほしい。
- 保育所や学校等の先生の中で、発達障害や精神障害など、障害のある人に対する理解が不足している人もいる。
- 教育現場において、障害のある人が交流や参画のできる機会を設け、もっと障害に対する理解を深めてほしい。
- 放課後等デイサービスを利用できるようになり、精神的にも肉体的にもとても助かっている。
- 医療型児童発達支援センター「たじかの園」において、作業療法や言語療法を受けるのも順番待ちがあり、回数も月に1、2回と制限されているため、十分ではない。

施策の方向性

(1) 療育

① 療育支援の充実

- 発達遅れや障害の疑われる乳幼児などに対して、心理判定士や保健師など専門の職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行います。
- 地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターにおいて、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援を行います。また、多様化するニーズ等に対応するため、必要な機能の充実や体制の整備に取り組むとともに、西宮こども家庭センターやひょうご発達障害者支援センター等、関係機関と一層の連携を図ります。
- 障害のある子どもの地域生活を支えるため、保護者への療育指導や障害のある子どもを受け入れる保育所等への指導・助言を行う障害児等療育支援事業を実施します。
- 「あまっこファイル」は誰もが使えるようホームページに掲載するとともに、その書き方や活用方法についての説明会を開催していきます。また、支援にかかわる機関の連携や情報の共有などに活用されていくよう努め、「途切れのない支援」につなげていきます。

- 障害のある人やその家族をはじめ、市内にある委託相談支援事業所や保健所、こども家庭センターなどの関係者で構成する自立支援協議会「あまっこ部会」を開催することで、本市における療育等に関する課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。

② 保育の充実

- 保育所や幼稚園において障害のある子どもを受け入れ、一人ひとりの障害の状況に応じた保育等を行います。また、発達の遅れや障害の疑われる子どもの早期発見に努めるとともに、集団生活における必要な支援を行うため、医療機関や相談機関等と連携していきます。
- 保育所や幼稚園における、限局性学習障害（SLD）¹²、注意欠如・多動性障害（AD/HD）¹³、自閉症スペクトラム障害（ASD）¹⁴などの早期発見と実態を的確に把握するため、心理判定士などの人材の確保に努めます。
- 障害のある子どもへの保育に関する研修を行い、保育士の専門性の向上や保育内容の充実を図ります。
- 障害のある子どもと市内の保育所・園児と一緒に過ごしふれあう「保育交流」を実施し、子どもたちの社会性や積極性を育むとともに、お互いの理解を深めます。また、療育等の経験を通じて、保育士のスキルアップや保育内容の充実につなげます。

③ 放課後の支援

- 放課後等デイサービスや日中一時支援の充実を図り、障害のある子どもの生活能力の向上や居場所づくりに取り組みます。また、児童ホームにおいても留守家庭の障害のある子どもを受け入れ、本人はもとよりその家族にとっても、安心できる放課後の居場所を提供します。

¹² 限局性学習障害

略称はSLD。話し言葉や書き言葉、計算、運動などに関する基礎的な学習過程に障害がある状態。一般的知能レベルに問題はないのに計算だけができない、文章が読めない、あるいは運動ができないなどの症状が見られる。

¹³ 注意欠如・多動性障害

略称はAD/HD。明らかな脳障害は認められないが、多動などの行動異常を示す症状。落ち着きがなく気が散りやすい、静かに遊んだり勉強をしたりすることができないなどの特徴がある。

¹⁴ 自閉症スペクトラム障害

略称はASD。相互的な対人関係の障害、コミュニケーションの障害、興味や行動の偏り（こだわり）の3つの特徴がある。スペクトラムとは、連続体という意味で、広汎性発達障害（PDD）とほぼ同じ群を指しており、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害が含まれ、本質的には同じ1つの障害単位だと考えられている。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
障害児保育研修の参加者数	140人	143人	169人	↗
【取組方向】 障害のある子どもへの保育に関する専門性と質の向上を図るため、継続的に研修を行います。				
障害児等療育支援事業における相談件数（※）	2,309件	2,427件	2,583件	↗
【取組方向】 在宅の障害のある子ども等が身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、療育機能の充実や療育機関との重層的な連携に取り組んでいきます。 ※相談件数は、「在宅支援訪問療育等指導事業」、「在宅支援外来療育等支援事業」、「支援施設一般指導事業」における実績の合計。				
「あまっこファイル」説明会の開催回数	—	—	—	↗
【取組方向】 「途切れない支援」につながるよう、「あまっこファイル」の書き方や活用方法についての説明会を開催していきます。				

（２）インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育

① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実

- 尼崎養護学校における指導体制の一層の充実を図るとともに、特別支援教育のセンター的機能を高めます。
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の特別支援教育を充実します。
- 個別の指導計画により、一人ひとりに応じた指導を充実します。

② 適切な就学指導の推進

- 障害のある児童生徒一人ひとりの将来を見据え、教育、心理学、医学など幅広い分野の専門家からなる「就学指導委員会」が、望ましい就学先について、専門的・多角的な観点から慎重に協議します。
- 保護者や学校、関係機関と連携を図り、障害のある児童生徒のライフサイクルにおける教育的ニーズに応じた就学先について、保護者との合意形成を図ります。

③ 特別支援教育の理解・啓発の推進

- 学校園内及び学校園間の交流及び共同学習、地域社会との多様な交流活動の充実を図ります。

- 障害のある児童生徒が積極的に活動し、地域社会におけるQOL¹⁵（生活の質）を高めることができるよう、保護者及び地域社会に対して障害のある児童生徒の理解と啓発に努めます。

④ 教職員の指導力の向上

- 特別な教育的支援を必要とする障害のある児童生徒に対して、学校全体で教育を展開するという観点から、全ての教職員が正しい理解と認識を持ち教育活動に取り組みめるよう、特別支援教育について学校園内の研修を充実させます。
- 教職員のニーズに応じた研修講座を実施するとともに、コーディネーター研修等の専門研修を充実し、各学校園における特別支援教育の中核になる教員の育成に努めます。

⑤ ライフサイクルに応じた支援体制の構築

- 教育・医療・福祉等の機関が連携して、「尼崎市特別支援連携協議会」を組織し、ライフサイクルを見通した支援体制の構築に努めるとともに、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成し、活用します。
- 保護者及び労働・福祉等の関係機関との連携を深め、自立や社会参加を目指し、一貫した進路指導体制づくりを推進します。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成及び活用数	652件	641件	1,018件	↗
【取組方向】	障害のある児童生徒一人ひとりに応じた指導を充実させるため、個別計画の作成及び活用に取り組んでいきます。			
公立幼稚園、小中学校における特別支援学級（教室）の開設数	160教室	159教室	179教室	↗
【取組方向】	障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を充実させるため、障害種別に応じた特別支援学級を開設していきます。			
巡回相談の実施件数	63件	84件	93件	↗
【取組方向】	障害のある児童生徒への指導方法や内容、ご家庭との連携等の充実を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に対して巡回相談を行っていきます。			

¹⁵ QOL (Quality Of Life: クオリティ・オブ・ライフ)

生活の質のこと。広く一般的には暮らしや健康、生きがい、豊かさ、快適さといったものが同義として取り扱われる。

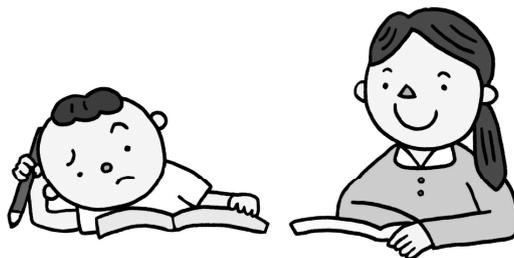
(3) こころの教育・支援

① 学校教育の中での福祉教育の推進

- 障害のある人を取り巻く問題を含め、人権に対する理解と認識を深めるため、道徳・特別活動・総合的な学習の時間などを利用して、学ぶ機会をつくります。また、「トライやる・ウィーク」等による福祉施設での体験活動を通じた経験や学校との交流を促進します。

② 教育相談の充実

- 精神的な不安や様々な悩みを抱える児童生徒及びその保護者等に対して、心のケアや問題の解決に向けた早期の対応・支援を行うため、家庭やスクールカウンセラーのほか、医療や保健、福祉など関係機関との連携を強化することで、学校内の教育相談体制の充実に努めます。



基本施策 4 雇用・就労

- 障害のある人が地域で自立して暮らしていくため、就労の場の確保が重要となります。就労を希望する障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には福祉的就労の場において工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進していくことが求められています。
- 平成 25 年 6 月の改正障害者雇用促進法により、雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止や職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（平成 28 年 4 月施行）のほか、精神障害のある人の雇用が義務化（平成 30 年 4 月施行）されることなどが新たに規定されています。
- 障害者優先調達推進法において、地方公共団体は、障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立の促進に資するため、障害者支援施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めることとされています。

市の現状と課題

- 障害のある人の働く場を確保するため、障害者総合支援法に基づき、就労系サービスの提供を行っています。また、「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」において就労相談や面接への付き添いなど直接的な支援を行う「障害者就労支援事業」を実施するとともに、市役所内においても就労実習等を行っています。「障害者就労支援事業」については、市単独事業として就労支援相談の充実や事業対象者の拡大も進めてきた結果、一般就労への移行者数は増加傾向にあります。今後も、改正障害者雇用促進法による法定雇用率の引上げや就職後の定着支援の制度普及などにより、障害のある人の一般就労へのニーズが一層高まってくることが予想されるため、さらなる雇用先の開拓・確保や相談支援体制の充実が求められています。
- 障害のある人の就労を支援するための課題等について協議を行うため、尼崎市自立支援協議会の「あまのしごと部会」を開催しています。部会では当事者をはじめ、就労・教育・福祉の関係者等が情報を共有し、障害者就労支援施設等における自主製品などの広報活動のほか、企業への雇用啓発等に取り組んでいます。引き続き、障害のある人の就労や工賃向上のため、効果的な手法や具体的な取組についての検討を進めることが必要です。
- 福祉的就労については、施設の運営の安定や利用者の工賃水準の向上が課題になっています。本市では、特定随意契約の制度化や平成 26 年度に障害者優先調達法に基づく本市での調達方針を定め、障害者就労施設等からの受注機会の拡大を図っています。今後、制度の一層の周知や受注拡大のための新たな取組が必要となっています。

アンケート の傾向

(アンケート調査結果からの総括・考察より)

- 就労方法は、ハローワークの利用が多く、今後も利用ニーズは一層高まっていくことが予想されます。障害のある人の就労については、職場実習や雇用前後の一貫した支援が必要であるため、ハローワークを中心に、学校、就労を支援する相談支援事業者など地域の関係機関が連携を図ることが必要です。
- 日中の生活状況は、知的障害のある人や発達障害のある人では、福祉的就労が多くなっていますが、その他は家庭内で過ごす人が多くなっています。多様な就労の場の確保や活動の機会を提供するための支援が必要です。
- 18歳未満において、今後就労する上での不安については、身体に障害のある人では「仕事が障害の状況に合うかどうか」、知的障害のある人では「周囲の人の理解が得られるかどうか」、発達障害のある人では「人間関係がうまくいくかどうか」という声が多くなっています。

市民の声

(テーマ別部会等の意見より)

- 障害について理解を得ながら、安心して働ける場が増えるとよい。
- 企業における障害のある人の雇用をもっと推進してほしい。
- 精神疾患や難病であることを申告したため、採用が断られたというケースもある。
- 作業能力があっても、コミュニケーションがとりにくく、一般就労が難しい人もいたので、そのような人が活躍できる場が市内に広がればよい。
- 差別がなく、理解のある環境で仕事がしたい。



(1) 雇用機会

① 就労に関する支援・相談体制等の充実

- 障害のある人の就労を支援するため、就労移行支援など就労系サービスの利用促進を図るとともに、「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」の機能充実に努め、就労相談や職場内実習など機会の提供、雇用先の開拓・確保等に取り組みます。また、障害のある人の就労支援にあたっては、個々の能力や特性に応じた支援に努めるとともに、本人が抱える不安や悩みを十分に理解するなど継続的な支援を行います。
- 尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり、兵庫障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなど関係機関の連携構築や、職場適応援助者（ジョブコーチ）等の周知などに取り組み、就労に関する情報提供や職場定着の支援等に努めます。
- 市役所や市の関係機関における障害のある人の雇用の促進と継続的な雇用を図ります。また、市役所において職場体験や就労実習を行う「障害者就労チャレンジ事業」を継続して実施することで、障害のある人の就労意欲の高揚を図り、一般就労の促進につなげます。
- 障害のある人やその家族をはじめ、市内にある就労支援事業所や委託相談支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の関係者で構成する自立支援協議会「あまのしごと部会」を開催し、本市における就労に関する課題や必要な支援等についての共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。

② 企業等への支援・理解の促進

- 障害のある人を雇用するための環境整備等に関する各種助成制度の周知等に努め、障害のある人を雇用する企業等の支援に取り組みます。また、重度障害のある人の雇用促進に取り組む阪神友愛食品(株)への支援を行います。
- 改正障害者雇用促進法に規定する、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や職場環境における障害のある人への合理的配慮の提供義務等については、研修の開催をはじめ本市ホームページ等の活用、市内経済団体との連携・協力による周知や啓発に取り組むことで、企業等の理解促進につなげていきます。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた就労者数	7人	24人	35人	↗
【取組方向】				
「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」の相談機能等の拡充に努め、障害のある人の就労促進に取り組みます。				

(2) 多様な就労

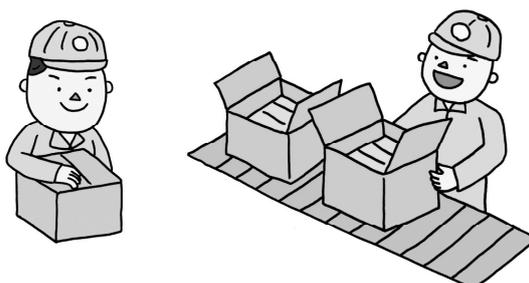
① 多様な形態での就労支援

- 一般就労が困難な障害のある人に対して、働く機会の提供や就労に必要な支援を行うため、就労継続支援などのサービスを提供します。
- 障害の状況に応じた多様な日中活動（生産活動、創作的活動、訓練等）を提供するため、地域活動支援センター等を運営する事業者への支援を行います。

② 販路拡大等への支援

- 障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立を促進するため、市の調達方針にのっとり、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。
- 障害者就労施設等の受注機会や販路の拡大につなげるため、市のイベントや庁舎等を活用した広報・販売をはじめ、自立支援協議会「あまのしごと部会」を通じた情報発信や企業のイベント等に対する協力支援に取り組みます。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
障害者優先調達推進法に基づく調達件数	—	—	4件	↗
【取組方向】				
市の調達方針に定める調達目標の達成や推進方法に取り組み、障害者就労施設等の受注拡大につなげていきます。				



基本施策5 生活環境、移動・交通

- 障害のある人が日常生活上の相談援助や介護等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進するとともに、その利用の促進を図ることが必要です。
- 公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進することが必要です。
- 障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活移動環境の整備を推進するため、障害のある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー¹⁶化を推進するとともに、障害のある人に配慮したまちづくりを進めることが必要です。

市の現状と課題

- 障害のある人が地域で暮らしていくための基盤となるグループホームの整備を進めています。引き続き、入院・入所からの地域生活への移行をはじめ、障害のある人の「保護者の高齢化」や「親亡き後」の生活を見据え、一層の整備促進を図ることが必要ですが、その一方で、グループホームの整備促進にあたっては、消防設備設置の厳格化への対応や物件・夜間支援員の確保、事業所の安定的な運営、周辺住民の理解等、様々な課題があります。また、国の第4期障害福祉計画に係る基本指針においては、必要な時に長期・短期の利用ができて相談等にも応じることができる「地域生活支援拠点等」の整備目標が新たに盛り込まれています。今後、詳しい制度内容等について国等の動向を踏まえ、市内への整備に向けた十分な検討が必要です。
- 障害のある人や高齢者等にやさしいまちづくりの実現のため、「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」など関係法令等に基づき、施設や環境等の整備に取り組んでいます。住宅環境の整備では、旧耐震基準に基づいて建設された高層の市営住宅全棟の耐震診断を行ってきており、今後、建替や耐震改修を進めていくことが課題となっています。また、民間住宅の耐震化の促進については、引き続き、啓発及び知識の普及に取り組むことが必要です。移動環境については、これまで、市営バス全車両をノンステップバス¹⁷へ更新してきたことや市内駅舎にエレベーターを設置してきたことなど、一定の整備促進に取り組んでいます。今後も、円滑に移動できる環境の整備に努めるとともに、一層のバリアフリー化に取り組んでいく必要があります。

¹⁶ バリアフリー

障害のある人が社会生活を営むうえでの障壁（バリア）をなくすこと。バリアには建物など物理的なもの以外にも意識上のものや制度的なものなどがある。

¹⁷ ノンステップバス

車いす使用者はもちろん、足の不自由な高齢者をはじめとした全ての人が利用しやすい汎用性の高いユニバーサルデザインの車両。

□障害のある人が自立した日常生活を営む上で必要な外出や社会参加を促進するため、障害特性や利用ニーズ等に応じた外出・移動の支援に関する各種事業を行っています。このうち、ヘルパーによる個別対応を行う「移動支援事業」については利用者が多く、事業者の数も増加傾向であることから、利用者への適切なサービス提供の確保や持続可能な制度の構築等が課題となっています。

アンケート の傾向

(アンケート調査結果からの総括・考察より)

- 生活状況では、家族と離れて暮らす人が増えている様子が伺えます。また、居住形態では、知的障害のある人のグループホームなどの利用が増加しています。引き続き、障害のある人やその家族等のニーズに合わせた、居住環境の整備や地域生活の支援について取り組むことが必要です。
- 今後も住み慣れた地域で生活を送りたいという人が多く、グループホームなどのニーズが多くなっています。地域における状況等を踏まえ、必要な施設等について、計画的に整備していくことが必要です。
- 外出時の同伴者や支援者については、同居する家族の他に、ガイドヘルパーや施設の職員の割合も多くなっており、市が実施している移動支援等のサービスが、障害のある人の外出や社会参加に大きく貢献している様子が伺えます。今後も安定的かつ継続的なサービスの提供に努めることが必要です。

市民の声

(テーマ別部会等の意見より)

- 将来一人でも生活できるよう、グループホームなど地域で生活できる場所を増やしてほしい。
- 急激な障害の進行や加齢による一人暮らしへの不安等から施設への入所を希望する人が増えている。
- 駅の周辺には放置自転車が多すぎて車いすが通れない。
- 歩行者用の道路で、車いすを利用する場合、段差が気になる。少しずつ改善してもらいたい。

(1) 生活環境

① 住宅の確保等

- グループホームの整備については、利用ニーズ等の把握に努めるとともに、国の補助制度を活用することで、整備の促進を図ります。また、必要な時に長期・短期の利用ができ、緊急の対応や相談等にも応じることができる「地域生活支援拠点等」の整備に取り組みます。
- グループホームの利用者が安心して生活できるよう、消防法等の基準に適合させるための改修や設備設置など施設整備に対する支援を行います。
- 市営住宅の入居者募集時に、障害のある人への優先枠を確保します。
- 障害のある人の賃貸住宅への入居支援として、ひょうごあんしん住宅ネット等の活用の促進を図ります。

② 住宅のバリアフリー化

- 市営住宅を建替える際には、バリアフリー化の対応を図ります。また、既設の市営住宅のうち新耐震基準に適合する中層片廊下型住宅を対象に段階的にエレベーターの設置を進めます。
- 障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付及び住宅改修に対する支援を行います。

③ 公共的施設等のバリアフリー化

- 「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」などに基づき、公共及び民間建築物や道路、公園などの施設のバリアフリー化に取り組みます。また、誰もが安全で利用しやすいものとなるよう、施設の整備にあたってはユニバーサルデザインの考えを普及・啓発します。
- 公共施設の整備や改築等の際は、スロープの設置やオストメイト対応トイレの整備、障害のある人等の専用駐車スペースの確保等、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
市内グループホームの定員数(※)	158人	217人	261人	↗
【取組方向】				
障害のある人の地域生活への移行を進めるため、市内におけるグループホームの整備促進に取り組んでいきます。				
※市内のグループホームには、隣接市の従たる住居を含む。				

(2) 移動環境

① 公共交通機関の整備等

- 誰もが円滑に移動でき、また利用しやすい交通環境の形成に向け、公共交通機関の一層のバリアフリー化を推進するとともに、公共交通の利用案内情報ツールの拡充等に努めます。
- 障害のある人等のための駐車スペースの適正な利用を推進する「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の周知に取り組みます。

② 外出等に係る支援

- 障害のある人の移動を支援するため、市営バスの特別乗車証の交付を継続します。
- 福祉タクシー利用料助成、リフト付自動車¹⁸派遣事業を実施するとともに、障害のある人に対する民間交通機関や有料道路等の割引制度の周知に努めます。また、障害のある人の活動範囲の拡大や社会参加への支援を行うため、自動車運転免許の取得費や自動車改造費の助成を行います。
- 障害のある人の外出や社会参加を支援する移動支援事業の実施にあたっては、利用者への適切なサービス提供の確保や持続可能な制度の構築等に取り組みます。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
障害者市バス特別乗車証の交付枚数	12,551枚	12,701枚	13,024枚	→
【取組方向】				
障害のある人の移動や社会参加を支援するため、特別乗車証を継続して交付します。				
福祉タクシー利用料の助成件数	79,247件	78,562件	78,410件	→
【取組方向】				
障害のある人の活動範囲の拡大と社会参加促進を図るため、福祉タクシー利用料の一部を助成していきます。				
リフト付自動車の派遣件数	7,076件	7,981件	8,501件	→
【取組方向】				
障害のある人の外出の支援や福祉の向上を図るため、市内の公的機関や医療機関等への送迎を行う、リフト付自動車の派遣費用を助成していきます。				

¹⁸ リフト付自動車

身体障害のある人が車いすに乗ったままで乗降できるようリフトが付いた自動車。

基本施策6 スポーツ・文化、社会参加活動

- 障害のある人が円滑にスポーツや文化芸術活動、交流活動等を行えるよう、環境を整備していくことは、社会参加という視点だけでなく、健康づくりや交流の輪を広げるなど生活を豊かにする上でも重要です。
- 平成23年8月に施行されたスポーツ基本法の趣旨を踏まえ、障害のある人が身近な地域において自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類や程度などに応じ必要な配慮をすることが求められています。

市の現状と課題

- 障害のある人がスポーツを通じて、体力の維持・向上を図るとともに、積極的な性格を養うことやお互いの交流と親睦を深めるため、「尼崎市障害者（児）スポーツ大会」の開催や「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」への参加及び協力を行っています。また、障害のある人の文化・芸術活動を推進するため、「兵庫県障害者芸術・文化祭」への参加を促進しています。引き続き、障害のある人がスポーツや文化活動に気軽に参加できる機会や場の充実が必要となっています。
- 障害のある人が地域と交流できる機会として、「市民福祉のつどい」を毎年開催しています。また、生涯学習として、障害のある人の学習ニーズに合った講座「ふれあい学級」を開講しており、障害のある人とない人が教養・生活文化・レクリエーション等の学習の場で交流する機会を創出することで、障害のある人の自信や生きがいを醸成するとともに、障害のない人との相互理解を促進しています。引き続き、障害のある人の社会参加を促進していくため、地域に対して幅広く参加を呼びかけていくことが必要となっています。
- 日中活動の場として、創作的活動など様々な機会を提供している地域活動支援センター等の運営を支援しています。また、身体障害者福祉センターにおいて、障害のある人が集い、活動・交流できる場の提供に取り組んでいます。引き続き、障害のある人が生きがいを持ち楽しむことができる活動等を支援していくため、気軽に安心して参加できる場を確保していくことが必要です。
- 公民館やボランティアセンター等において、点字・点訳、手話などのボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成・登録に取り組んでいます。引き続き、地域における担い手を確保していくことが求められています。

アンケートの傾向

(アンケート調査結果からの総括・考察より)

○休暇や放課後等の過ごし方については、家庭内で過ごすことが多いものの、それ以外では、就学前では「公園などで遊んでいる」、就学後では、習い事や趣味、放課後デイサービスの利用が多くなっています。また、13歳以上ではスポーツやレクリエーション、移動支援の利用も増えており、過ごし方も様々となっています。引き続き、障害のある児童の交流や活動の場として、どのような資源等があるのかを周知していくことが必要です。

市民の声

(テーマ別部会等の意見より)

- 外出の機会が増えるような催しや集まりがあれば良いと思う。
- スポーツ等、本人が喜ぶ機会をもっと与えられる場面が必要だと感じる。
- 様々な障害のニーズを踏まえてイベント等を開催してほしい。

施策の方向性

(1) スポーツ、文化芸術活動

① 施設の整備・改善

- 障害のある人のスポーツ・文化活動、交流の促進をはじめ、健康の増進や教養の向上を図るため、誰もが利用しやすいスポーツ・文化施設等の整備・改善に努めます。

② 活動機会の充実

- 「尼崎市障害者(児)スポーツ大会」を開催するとともに、「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」への参加支援や協力を行います。
- 「兵庫県障害者芸術・文化祭」の作品展への応募を促進するなど、障害のある人が芸術・文化行事に参加する機会の拡充に努めます。

③ 指導者・ボランティアの育成等

- 兵庫県が開催する障害者スポーツ指導者養成講習会の受講を周知するなど、障害の特性に応じて適切な指導ができる指導者やボランティアの育成に努めます。

④ 活動に関する情報提供の充実

- 障害のある人のスポーツ・文化活動などに関する情報については、市の広報誌やホームページなど様々な媒体を活用して一層の周知に取り組みます。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数	1,156人	1,192人	1,237人	↗
【取組方向】				
障害のある人やその家族等に対する一層の周知や参加しやすい環境の整備に努めることで、参加者数の増加につなげていきます。				
兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の参加者	22人	32人	36人	↗
【取組方向】				
大会の一層の周知を図ることで、参加者数の増加につなげていきます。				

（２）社会参加活動等

① 施設の整備・改善

- 障害のある人が気軽に集い、交流できる場として活用できるよう、公共施設の整備・改善に努めます。

② 社会参加、交流活動の推進

- 「市民福祉のつどい」を開催し、障害者施設等によるバザー出店やステージでの催しを行うことで、障害のある人の日々の活動内容等への理解や地域との交流を促進するため、地域住民への一層の周知や開催内容の充実に努めます。
- 教養、文化・レクリエーションなどを目的とする学習の場において、障害のある人と地域の住民等が交流する「ふれあい学級」を実施し、障害のある人の生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。また、開催にあたっては、関係団体等との連携・協力を努めます。
- 障害のある人やその家族、地域の住民等が自発的に行う交流活動等への支援に努めます。
- 障害の状況に応じた多様な日中活動（生産活動、創作的活動、訓練等）の機会を提供する地域活動支援センター等の運営に対して支援を行います。

③ 余暇活動の推進

- 創作的活動や教養講座、スポーツ・レクリエーション事業を開催する身体障害者福祉センターや障害のある人同士の交流活動の場である身体障害者福祉会館の運営を行うとともに、障害のある人が気軽に余暇を過ごすことができるよう、関係機関や団体等と連携し、その環境づくりに努めます。

④ 学習機会の提供

- 学習指導者やボランティアの養成・確保、相談・情報機能の整備に取り組みます。

⑤ ボランティア活動の支援

- 障害のある人の自らの活動も含め、より多くの方がボランティア活動に関心を持ち参加できるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携してボランティア活動を推進します。また、障害のある人やその家族等が自発的に行うボランティア活動への支援に努めます。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
身体障害者福祉センターの利用者数（※）	12,086人	12,430人	12,183人	↗
【取組方向】	利用ニーズの把握や開催内容の充実に努めることで、講座・教室等の利用者数の増加につなげていきます。			
	※利用者数は、「創作・教養講座」、「スポーツ・レクリエーション」、「その他社会参加のための派遣事業等」における実績の合計。			
ふれあい学級への参加者数（※）	321人	552人	296人	→
【取組方向】	関係団体等との連携・協力を努め、学習内容や交流機会の充実に取り組んでいきます。			
	※参加者数は、ふれあい学級の3学級（「いきいき学級（肢体障害）」、「やまびこ学級（聴覚障害）」、「ひかり学級（視覚障害）」）における実績の合計。なお、ふれあい学級のうち「やまびこ学級」と「ひかり学級」については、県事業（それぞれ「くすの木学級」、「青い鳥学級」）として、阪神南各市（尼崎市・西宮市・芦屋市）が3年ごとに主催市となり合同で開催。			



3

重点課題3

共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり

基本施策7 安全・安心

- 障害のある人が地域において、安全・安心に暮らすことができるよう、地域の団体、事業者、行政等との連携の下、防災・防犯対策の推進を図ることが重要です。
- 平成25年6月の災害対策基本法の一部を改正する法律（改正災害対策基本法）により、市町村においては、高齢者や障害のある人などの災害時の避難に特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、避難支援等を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）を作成することが義務となっています。
- 災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、障害のある人に対して適切な避難支援や情報の伝達ができるよう、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備に取り組むことが求められています。
- 犯罪被害や消費者トラブルの防止、被害からの救済を図るため、障害のある人の特性に配慮した相談体制や情報提供、関係機関との連携の促進が求められています。

市の現状と課題

- 障害のある人や高齢者などを含む避難行動要支援者の把握等については、これまで高齢者等の見守り活動を実施している地域を中心に名簿の作成を進めてきましたが、改正災害対策基本法に基づき、「避難行動要支援者名簿」の整備を全市的な取組へと移行・拡大していく必要があります。今後、避難行動要支援者名簿の早期作成とともに、避難支援への活用や関係機関等への共有など支援体制の構築が課題となっています。
- 「尼崎市地域防災計画」を作成して市域の災害予防や災害応急対応等に関する事項を定めるとともに、市民の防災意識の向上や避難所・福祉避難所の指定など防災対策の推進に取り組んでいます。東日本大震災を契機に市民の防災意識はさらに高まっていますが、地域におけるつながりや意識には温度差があることから、引き続き、地域における防災行動力の向上等に向けた取組が必要です。
- 災害発生時における避難情報等については、迅速かつ確実に市民等へ伝達するため、尼崎市防災ネットの運用や屋外拡声器など、災害時の整備に取り組んでいます。障害のある人や高齢者など必要な情報が伝わりにくい人に対する伝達手段等についても充実させていくことが必要です。また、避難所のバリアフリー対応や福祉避難所の指定拡大、避難所生活における配慮が必要となっています。
- 近年、消費者被害が国内で多発しており、障害のある人や高齢者等が被害に巻き込まれるケースが多くなっています。本市消費生活センターにも多くの相談が寄せられており、適切な対応に努めています。今後、消費生活等に関する情報発信や意識啓発、消費生活にお

ける助言など相談業務を実施するとともに、多様化・複雑化する消費者問題等に取り組んでいく必要があります。また、関係機関との連携を強化しながら、防犯対策の支援に努めるとともに、緊急時に迅速に対応できる通報体制の整備が必要となっています。

アンケート の傾向

(アンケート調査結果からの総括・考察より)

- 避難場所に関する不安の声が多く、また、災害時に単独避難できない人や、近所に救助者がいない人の割合が多くなっています。災害時に障害のある人が円滑に避難できるよう、平時から、最寄りの避難所やその避難経路等について周知を図るとともに、地域における見守り体制の構築等を進めることが必要です。
- 消費者トラブルについては、他の障害に比べて精神障害のある人に多い傾向があり、特に家庭における訪問販売による被害が多いため、日頃から積極的な注意喚起等に努めるとともに、トラブル後の対応等についても、障害の特性に配慮して取り組むことが必要です。

市民の声

(テーマ別部会等の意見より)

- 防災に対する知識、情報が少なく、緊急時の不安が大きい。
- 人工呼吸器、在宅酸素が不可欠な生活なので、安全な避難場所を把握する必要がある。
- 福祉避難所の周知や拡大を図ってほしい。
- 災害や避難時に備えて、障害のある人自らが必要とする支援や配慮等について把握していけるよう、障害種別に応じた支援方法や防災知識などの周知に取り組むことが大切である。
- 災害発生後、すぐに救助等が行える体制や自宅で避難している障害のある人等への救援体制などを構築するため、地域において避難行動要支援者を認識していくことが大事である。
- 災害時でも必要な医療や薬が確保できるよう、医療機関と連携が必要である。

(1) 防災対策

① 防災対策の充実

- 災害時の避難支援体制の整備については、避難行動要支援者名簿の作成に取り組み、要支援者本人の同意を得て、消防、警察、民生委員など地域の関係機関及び支援者にあらかじめ情報を提供するとともに、平常時における地域のつながりを進めていきます。また、障害のある人や高齢者など特に配慮が必要な人の生活状況等の把握に努めるとともに、それらの情報を避難行動要支援者名簿に反映することで、災害時における支援等の充実を図り活用性を高めます。
- 障害のある人や事業者等の防災意識の向上を図るため、市政出前講座や防災講演会等を開催するとともに、市の情報誌やホームページなど、様々な媒体を活用して防災情報等の一層の周知に取り組みます。
- 地域での自発的な防災活動や防災マップづくりの促進を図るため、「地域における防災力向上講座」を開催します。また、地域での防災訓練等の実施にあたっては、障害のある人の参加が促進されるよう、地域のつながりや「顔の見える関係」の構築に努めます。

② 避難のための情報伝達

- 要配慮者及び避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、避難勧告や避難指示の発令に先だって避難準備情報を発令するなど早めの避難を促すとともに、その情報伝達について配慮します。
- 災害発生時に障害のある人に対して、迅速かつ確実に避難指示等が伝達されるよう、防災行政無線の屋外拡声器や戸別受信機の整備を行い、戸別受信機については、障害者施設等への整備も進めます。また、携帯電話のメール機能やホームページの閲覧機能を活用して防災関連情報等を発信できる「尼崎市防災ネット」の加入者の拡大に取り組むなど、情報伝達手段の重層化に努めます。

③ 避難所の充実

- 避難所において障害のある人が、必要な物資等を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、避難所生活における運営体制の整備やバリアフリーへの配慮に取り組みます。また、手話通訳者やボランティア等との連携を図り、避難所等の支援体制の整備に努めます。
- 障害のある人が円滑に避難できるよう、災害時の連絡先や避難場所の周知に努めます。また、福祉避難所の指定拡大に取り組むとともに、平常時においても指定された施設等との連携の強化を図ります。

④ 関係機関等との連携

- 当事者団体や地域の関係団体、事業者、公的機関等と本市で構成する「災害時要援護者支援連絡会」を開催し、本市における防災対策や災害時の支援体制等についての意見交換や課題解決に向けた検討を行うとともに、相互の連携の緊密化に努めます。また、会議で出た意見等は、ホームページ等に掲載するなど共有を図ります。
- 災害等の発生後にも、障害のある人が継続して必要な福祉サービス等を受けられることができるよう、障害福祉サービス事業所等における防災対策の推進や連携体制の構築に努めます。

⑤ 緊急通報等の充実

- 日常生活における一人暮らしの障害のある人等の安心感の確保や緊急時の早期援護を可能とするため、緊急通報システムの普及に取り組みます。
- 聴覚障害のある人など、会話による緊急通報が困難な人を利用対象とした、火災・救急時の「尼崎市ウェブ119・ファックス119」の利用を促進します。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
防災マップの作成地域数	—	23か所	25か所	↗
【取組方針】	「地域における防災力向上講座」の開催等により、防災マップの作成地域数の増加につなげていきます。			
福祉避難所の指定数	—	6か所	6か所	↗
【取組方針】	福祉避難所の必要数の把握や体制整備に努めるとともに、指定数の拡大に取り組んでいきます。			
避難場所を知らない「障害のある人」の割合(※)	—	—	31.9%	↘
【取組方針】	情報媒体等の活用や地域の団体、関係機関との連携に努め、避難場所や避難経路などの周知に取り組んでいきます。			
※アンケートにおいて「避難場所を知らない」と答えた人の割合（18歳以上、18歳未満保護者の合計）				

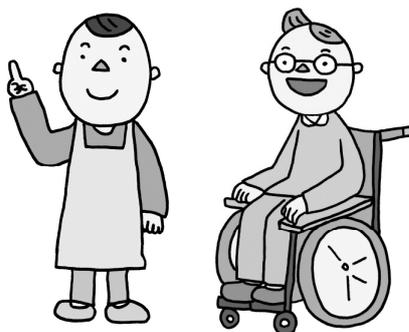
(2) 防犯対策、消費者保護

① 防犯対策の推進

- 警察や防犯協会、地域の団体等との連携強化や広報・啓発活動の推進を図り、犯罪被害の抑止・防止対策に取り組みます。
- 聴覚等に障害のある人の緊急通報手段となるメール110番やファックス110番（兵庫県警察）の利用の啓発に努めます。

② 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- 消費者トラブルに関する情報の積極的な発信や、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行うとともに、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談に努めます。また、関係機関等と連携を図るなど消費者トラブルの防止や被害からの救済に取り組みます。
- 消費者トラブルの防止及び障害のある人の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、消費生活に関する相談や講座等を適宜実施し、障害のある人等に対する消費者教育を推進します。



基本施策8 情報、啓発・差別の解消

- 障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通¹⁹を行うことができるよう、情報提供や意思疎通支援の充実など情報の利用のしやすさを向上していくことが重要です。
- 障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深め、誰もが障害のある人等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進することが必要です。
- 障害者差別解消法により、障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限することや条件を付すといった行為が禁止されます。

市の現状と課題

- 障害のある人が地域で生活していくために必要な情報が入手できるよう、市の広報紙（市報あまがさきなど）の点字版・音声版を発行するとともに、発送文書（納税通知書など）についても一部点字で作成しています。また、図書館においては、点字・録音図書の出しのほか、視覚障害のある人を対象に、録音資料を配付して読書を推進しています。今後、行政情報や市政参加情報がさらに的確かつ広範に伝わるよう、一層の配慮に努めることが必要です。
- 聴覚障害のある人などの社会参加を促進するため、意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員）の派遣事業やそれを支える養成講座を実施しています。引き続き、安定的かつ継続的に事業を実施していくため、派遣登録員となる意思疎通支援者の確保が必要となっています。また、多様な手段を活用して、障害のある人が情報を活用できるよう、点字・手話・パソコンなど利用者ニーズを反映した各種講座の開催・周知に努めていくことが必要です。
- 障害や障害のある人への理解については、依然、十分に進んでいるとは言えない状況であるため、引き続き、啓発等の取組を進めていくとともに、より一層の理解が必要とされる、知的障害、精神障害、発達障害、難病等について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図っていくことが必要となっています。
- ホームページ・ラジオの情報媒体を活用した人権意識の醸成を図っています。また、「市民福祉のつどい」の開催や精神保健福祉の思想の普及のための「こころの健康のつどい」の開催などにより、理解の促進に努めていますが、参加者が固定化傾向にあるため、効果的な開催に向けた検討が必要となっています。

¹⁹ 意思疎通

互いに考えていることを伝え、理解を得ること、認識を共有することなどをいう。ここでは言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

□平成 28 年 4 月に施行される障害者差別解消法では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止すること等が定められています。本市においても、職員の適切な対応や相談体制など具体的内容を示す対応要領²⁰を定め、適切な対応を図っていく必要があります。今後、職員等に対して障害のある人に関する一層の理解の促進に努めるとともに、相談窓口等の体制整備に取り組んでいく必要があります。

アンケートの傾向

(アンケート調査結果からの総括・考察より)

- 障害や障害のある人に対する差別等については、人間関係や日常生活の場において感じる人が多いため、周囲の正しい理解と認識を深めていくことが必要です。とりわけ、外見からは分かりにくい障害等について、その特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ることが必要です。また、「障害者差別解消法」は、新たな制度で認知度も低いことから、その制度内容等を分かりやすい形で示していくなどして、さらなる周知を図ることが必要です。
- 福祉サービス等に関する情報の入手方法については、身体障害では「行政機関の広報誌」、知的障害では「サービス事業所の人や施設職員」、精神障害では「かかりつけの医師や看護師」、難病では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、発達障害では「家族や親せき、友人・知人」、高次脳機能障害では「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」が最も多く、その入手方法も様々です。引き続き、市が情報発信に努めていくとともに、身近な支援者との連携を深め、関係機関・事業者などから様々な情報が提供されることも必要です。

市民の声

(テーマ別部会等の意見より)

- 手話をもっと広めてほしい。
- 障害福祉サービス等を知らないが、必要と思われる人には、お知らせを配布するなどの活動をしてほしい。
- 情報は音声、点字データなど多様な媒体にしてほしい。
- 内部障害や聴覚障害、発達障害、精神疾患や難病に起因する障害など、外見からは分かりにくい障害のある人の理解が進んでいないので、啓発に力を入れてほしい。

²⁰ 対応要領（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に基づく対応要領）

国及び独立行政法人等においては、当該機関の職員による適切な取組を確実なものとするため、対応要領を定めることとされており、地方公共団体等においては、努力義務とされている。

(1) 情報の利用のしやすさ

① 情報提供の充実

- 障害のある人に対する福祉サービス等をまとめた「福祉の手引き」や本市における各種制度・サービス等をまとめた「尼崎市民べんり帳」を発行するとともに、ホームページを活用するなど一層の広報と利便性の向上に努めます。
- 障害のある人に必要な情報を提供するため、「市報あまがさき」「市議会だより」「選挙のお知らせ」などの広報誌の点字・音声版を発行するとともに、「あまがさき介護保険だより」や「納税通知書」などの発送文書についても一部を点字で作成します。また、本市ホームページの作成の際には、音声による読み上げソフト等に対応するよう、利便性の向上に努めます。
- 点字プリンターの一層の活用を図り、手続きに係る案内など要望を踏まえながら市役所からの発送文書の一層の点字化に努めます。
- 一般の図書のほか、点字図書及び録音図書についても貸出しを行います。また、貸出しにあたっては、郵送貸出しを実施します。

② 意思疎通支援の充実

- 障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、意思疎通支援者の派遣事業について一層の周知等を図ります。また、意思疎通支援者の養成講座への受講を促進するため、各講座の周知や受講対象者の拡大、受講者に対する支援等に取り組みます。

③ 講座の開催

- 身体障害者福祉センターにおいて、点字、手話、パソコン・インターネット等に関する各種講座を開催し周知に努めます。また、開催にあたっては、利用者のニーズ等を把握するなど、講座内容の充実に努めます。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
意思疎通支援事業の利用者数（※）	64人	81人	81人	↗
【取組方向】				
意思疎通支援事業における派遣登録員の確保や制度の周知等に努めることで、利用者数の増加につなげていきます。 ※意思疎通支援者の派遣事業における実利用者数の合計。				
点字・録音図書の利用者数	7,233人	6,009人	6,978人	→
【取組方向】				
点字・録音図書の郵送貸出しやボランティアグループとの協働を推進し、障害のある人の読書活動の支援等に取り組んでいきます。				

（２）理解・啓発活動及び差別解消

① 理解の促進・啓発

- 人権啓発事業や各種啓発事業等を通じて、障害や障害のある人の特性、必要な配慮等について市民の理解促進に努めるとともに、「障害者週間（12月3日～12月9日）」や「人権週間（12月4日～12月10日）」など、特に障害者福祉等に関心を持ちやすい時期における啓発活動に取り組みます。
- 社会福祉協議会やボランティア団体等が行う啓発事業や、障害のある人やその家族等が主体的に取り組んでいる活動等に対して支援していきます。
- 障害のある人に配慮した施設であることや外見からは分かりにくい内部障害など様々な障害について分かりやすく表示する「障害に関するマーク」の周知に努め、障害のある人が優先利用する設備や施設等における配慮等について、理解の向上につなげます。
- 広報冊子、イベント、マスメディアの活用や企業、学校、地域社会などを通じ、障害のある人が社会的障壁を感じることなく、社会のあらゆる場面で積極的に活動できるよう、障害特性や必要な配慮について周知・啓発活動等を行います。
- 市民の障害福祉への関心が高まるよう、広報紙等を通じて啓発を進めるとともに、家庭等の身近なところでの福祉教育を推進します。

② 差別解消への取組の充実

- 障害者差別解消法に基づき、市の対応要領を策定していくとともに、法の趣旨・目的等について周知・啓発に取り組みます。
- 障害を理由とする差別の相談等に対する取組について、人権相談や福祉・保健相談の窓口である庁内関係部局や関係機関等と連携を図ります。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
障害をテーマとした啓発事業等の開催回数	3回	3回	4回	↗
【取組方向】 改正障害者基本法の趣旨に鑑み、福祉・保健、人権、教育など様々な分野において理解・啓発事業の開催に取り組んでいきます。				
障害者差別解消法の認知度（※）	—	—	10.3%	↗
【取組方向】 国の基本指針や本市の対応要領等を踏まえ、関係機関等と連携して、更なる法制度の周知に取り組んでいきます。 ※アンケートにおいて「よく知っている」「多少は知っている」と答えた人の割合（18歳以上、18歳未満保護者の合計）				



基本施策9 権利擁護、行政サービス等における配慮

- 障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用支援や障害者虐待防止法の適切な運用など障害のある人の権利擁護のための取組を進めていくことが重要です。
- 障害者差別解消法により、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲において必要な配慮を行うことが求められます。

市の現状と課題

- 障害のある人や高齢の方に対する福祉サービスの利用支援や虐待防止等の支援を行うため、権利擁護に関する専門職との連携や課題検討についての取組を行っています。また、平成26年度から「成年後見等支援センター」を開設し、市民後見人の養成から、相談の受付、方針の検討、後見の申立、後見監督など一体的な支援を行っていますが、今後も高まる利用ニーズ等に対応していくため、量的・質的な対応力の向上や関係機関・団体との一層の連携、相談窓口としての機能充実が求められています。
- 人権を著しく侵害し、障害のある人の自立と社会参加を阻害することにつながる虐待を防止するため、庁内関係部局が連携し「障害者虐待防止センター」機能を持つ機関として、虐待に係る通報や届出を受けるとともに、委託相談支援事業所の協力により、随時必要な支援を行っています。また、平成25年度からは、被虐待者の生命や身体に危険が及ぶ場合に、その被虐待者を一時的に保護する場所を確保しています。虐待対策については、被虐待者への支援に加え、虐待者が虐待を行わなくなるような支援等も必要であるため、より高度な知識と専門性・即応性が求められている中、専門的な知識を有する人材の確保や育成など体制の整備が課題となっています。
- 平成28年4月に施行される障害者差別解消法では、「合理的配慮の不提供²¹」を禁止することなどが定められています。本市においても、障害特性に応じたコミュニケーション手段（手話や筆談、読み上げ等）による対応等の合理的配慮の提供に関する基本方針である対応要領を定め、適切な配慮に努める必要があります。今後、窓口サービスをはじめとする事務や事業の実施等において、障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、全庁的に取り組んでいくことが必要です。

²¹ 合理的配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益を侵害すること。ただし、提供側に過度な負担が生じる場合は例外となる。

アンケート の傾向

(アンケート調査結果からの総括・考察より)

- 「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」は、新たな制度で認知度も低いことから、その制度内容等を分かりやすい形で示していくなどして、さらなる周知を図ることが必要です。
- 障害のある人の権利利益が守られ、安心した生活を営んでいくためにも、成年後見制度は重要な役割を果たすものとなっていますが、依然として認知度は低くなっています。障害のある人と家族等の高齢化にともなって、後見制度の対象となる人も増えていくことが予想されるため、さらなる周知を図るとともに、後見制度につなげるための取組も必要です。

市民の声

(テーマ別部会等の意見より)

- 行政サービスについて、分かりやすい情報提供を望む。
- 福祉サービスの案内、資料等に関して、市役所においてどこが窓口になるのかをもっと具体的に教えてほしい。

施策の方向性

(1) 権利擁護

① 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進

- 知的障害のある人など判断能力が十分でない人が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度等の利用支援を行います。また、社会福祉協議会が実施する福祉サービスの利用援助等の事業に対し補助を行うことにより、後見には至らないが支援が必要な人に対しても、適切なサービス等が提供できるよう努めます。
- 成年後見等支援センターにおける窓口相談や専門相談会の実施等により、広く権利擁護にかかわる相談を受け、関係機関等と連携して対応するとともに、対応が困難な事案等については、福祉・保健・法律等の専門家で構成されるサポートチームと協議・対応するなど、権利擁護に係るネットワークの強化に取り組みます。また、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及・啓発など一体的な支援に取り組みます。

② 障害者虐待防止への取組

- 障害者虐待の防止や早期発見に向け、市民に対して虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、市民等から通報があった場合には迅速な対応に努めます。
- 障害のある人への虐待があった場合の被虐待者やその養護者に対する相談・支援に取り組んでいきます。また、被虐待者の安全の確保や、虐待者に対する支援等も重要であるため、専門的な知識を有する人材の確保・育成を図るなど、障害者虐待防止センター機能の強化に努めるとともに、関係機関との連携強化を進めます。

活動指標	現状			方向性
	23年度	24年度	25年度	
成年後見制度利用支援事業の利用件数	7件	7件	12件	↗
【取組方向】				
「尼崎市成年後見等支援センター」の周知や関係機関等の連携強化に取り組み、利用件数の増加につなげていきます。				
成年後見制度の認知度（※）	—	—	21.7%	↗
【取組方向】				
「尼崎市成年後見等支援センター」の広報等とあわせて、さらなる制度等の周知に取り組んでいきます。				
※アンケートにおいて「よく知っている」「多少は知っている」と答えた人の割合（18歳以上、18歳未満保護者の合計）				
障害者虐待防止法の認知度（※）	—	—	16.9%	↗
【取組方向】				
広報誌の活用や関係機関との連携により、さらなる法制度の周知に取り組んでいきます。				
※アンケートにおいて「よく知っている」「多少は知っている」と答えた人の割合（18歳以上、18歳未満保護者の合計）				

(2) 行政サービス等における配慮

① 市職員等の理解と配慮

- 市役所や市の公共施設等における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に規定する対応要領等に基づき、必要かつ合理的な配慮に取り組みます。
- 市職員等に対して、障害や障害のある人への理解促進や必要な配慮、手話や筆談等に関する研修の実施に取り組み、市役所窓口等における適切な対応に努めます。

② 選挙に関する配慮

- 点字や音声等による候補者情報の提供や障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。また、移動に支援が必要な障害のある人に配慮した投票所の段差解消や投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めます。
- 公職選挙法の改正にともなう制度変更（成年被後見人の選挙権の回復等）への対応や自身で投票することが困難な投票人に対して、選挙事務に従事する職員が代理で投票を行うなど、障害のある人が円滑に投票するための必要な支援について、各投票所の従事者に十分な周知等を図ります。
- 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。



